第六条の四中「第十二条第十一項」を「第十二条第十三項」に、「同条第六項に規定する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一　その事業活動に伴つて生ずる産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物の焼却施設が設置されている事業場を設置している事業者

二　その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者（前号に掲げる者を除く。）

第六条の五第一項第三号イ(2)及びニ中「並びに」を「及び」に改め、同号ル(1)を次のように改める。

(1)　大気中に飛散しないように、あらかじめ、固型化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重にこん包すること。

第六条の五第一項第三号ルに次のように加える。

(3)　埋め立てる廃石綿等が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。

第六条の六中「第十二条の二第四項」を「第十二条の二第六項」に改める。

第六条の七中「第十二条の二第八項」を「第十二条の二第十項」に改める。

第六条の九中「五年」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間」に改め、同条に次の各号を加える。

一　新たに法第十四条第一項の許可を受けた者　五年

二　法第十四条第二項の許可の更新を受けた者であつて、当該許可の更新に際し、従前の許可の有効期間（同条第三項に規定する許可の有効期間をいう。）において法第十四条の三の規定による命令を受けていないことその他の当該許可に係る事業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として環境省令で定める基準に適合すると認められたもの　七年

三　法第十四条第七項の許可の更新を受けた者であつて、前号に掲げる者以外のもの　五年

第六条の十二中「第十四条第十四項ただし書」を「第十四条第十六項ただし書」に改め、同条第二号中「第六条の二第三号イからニまで」を「第六条の二第四号イからハまで及びホ」に改め、同条第三号中「前二号」を「前三号」に、「から第四号まで」を「、第二号、第四号及び第五号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　法第十五条の四の五第一項の許可を受けて輸入された廃棄物の処分又は再生を委託しないこと。

第六条の十三中「五年」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間」に改め、同条に次の各号を加える。

一　新たに法第十四条の四第一項の許可を受けた者　五年

二　法第十四条の四第二項の許可の更新を受けた者であつて、当該許可の更新に際し、従前の許可の有効期間（同条第三項に規定する許可の有効期間をいう。）において法第十四条の六において準用する法第十四条の三の規定による命令を受けていないことその他の当該許可に係る事業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として環境省令で定める基準に適合すると認められたもの　七年

三　法第十四条の四第七項の許可の更新を受けた者であつて、前号に掲げる者以外のもの　五年

第六条の十四中「五年」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間」に改め、同条に次の各号を加える。

一　新たに法第十四条の四第六項の許可を受けた者　五年

二　法第十四条の四第七項の許可の更新を受けた者であつて、当該許可の更新に際し、従前の許可の有効期間（同条第八項に規定する許可の有効期間をいう。）において法第十四条の六において準用する法第十四条の三の規定による命令を受けていないことその他の当該許可に係る事業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として環境省令で定める基準に適合すると認められたもの　七年

三　法第十四条の四第七項の許可の更新を受けた者であつて、前号に掲げる者以外のもの　五年

第六条の十五中「第十四条第十六項ただし書」を「第十四条第十八項ただし書」に改め、同条第二号中「第六条の二第四号イからハまで及びホ」を「第六条の二第五号イからヘまで及びト」に改め、同条第三号中「前二号」を「前三号」に、「から第四号まで」を「、第二号、第四号及び第五号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　法第十五条の四の五第一項の許可を受けて輸入された廃棄物の処分又は再生を委託しないこと。

第六条の十六中「第九条の十第八項」を「第九条の十第九項」に、「第三項から第六項」を「第三項から第七項」に改め、同条を第七条の九とする。

第七条の五の見出し中「変更の認定等」を「認定証等」に改め、同条中「第五条の八から第五条の十までの規定は、」を「第五条の九の規定は法第十五条の四の三第一項の認定又は同条第三項において読み替えて準用する法第九条の九第六項の変更の認定について、第五条の十の規定は」に改め、「認定」の下に「を受けた者」を加え、同条後段を削り、同条を第七条の八とする。

第七条の四中「第九条の九第八項」の下に「及び第十一項」を加え、「同項」を「同条第八項中「第二項第一号」とあるのは「第十五条の四の三第二項第一号」と、同条第十一項」に、「とあるのは」に、「第七項」を「前項」に改め、同条を第七条の七とする。

第七条の三の見出し中「変更の認定等」を「認定証等」に改め、同条中「第五条の五から第五条の七までの規定は、」を「第五条の七の規定は法第十五条の四の二第一項の認定又は同条第三項において読み替えて準用する法第九条の八第六項の変更の認定について、第五条の八の規定は」に改め、「認定」の下に「を受けた者」を加え、同条を第七条の六とし、第七条の二の次に次の三条を加える。

（熱回収施設における産業廃棄物の処分等の基準）

第七条の三　法第十五条の三の三第三項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　第六条第一項に規定する産業廃棄物（ロにおいて単に「産業廃棄物」という。）の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この条において同じ。）又は再生に当たつては、次によること。

イ　第三条第一号イ及びロ、第五条の四第一号ロ並びに第六条第一項第二号ハ及びニの規定の例によること。

ロ　産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。

(1)　第六条第一項第二号ロ(1)及び(2)の規定の例によること。

(2)　保管する産業廃棄物（当該産業廃棄物に係る処理施設が同時に当該産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものの処理施設である場合にあつては、当該一般廃棄物を含む。）の数量が、当該産業廃棄物に係る処理施設の一日当たりの処理能力に相当する数量に二十一を乗じて得られる数量（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める数量）を超えないようにすること。